



由利本荘市

# 農業委員会 だより

平成27年 8月 発行 第18号

編集・発行／由利本荘市農業委員会

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17

TEL 0184-24-6258 FAX 0184-24-6396



写真等提供：鳥海総合支所 産業課（6ページに栽培状況の推移を掲載しています）

## 鳥海りんどう お目見え10周年

霊峰鳥海山の慈愛を醸す「鳥海りんどう」は、平成17年に栽培が始められ、18年に初出荷、以来今年で10年。JA秋田しんせい管内の生産農家・面積は当初の18戸、2.5haから今年の40戸16haへと増加しており、来年以降も一層の生産面積の拡大が予定されています。品質と日持ちの良さで評価の高い鳥海りんどう。今年もいよいよ収穫・出荷の最盛期を迎え、生産農家の皆さんは「販売額2億円」の舞台をクリアすべく早朝から作業に勤しんでおります。

「りんどうを 手折る手ばさみ  
「チョコキン」鳴り」・・・とか。

多年草の「りんどう」ですが、程なく更新時期が到来する（している）圃場も有り、代替地の確保や品種更新、蓄積された栽培技術の継承に課題が出てきそうですが、生産農家皆さんの果敢な挑戦に期待したいものです。

農業委員会活動レポート

農地利用状況調査を実施

農業委員会では、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止等を目的とし、農地の利用状況について毎年調査を実施しています。

今年は7月14日から31日までを調査期間とし、各地域で農地の利用状況等について調査を行いました。

本調査により、しばらく管理が行われていないと思われる農地の耕作者に対し、8月中旬に農業委員が今後の利用意向について確認するとともに、管理指導を行うこととしていきます。

指導後の農地の管理状況について



ては、10月に再調査を行い、耕作者の状況や農地の状態等を考慮し、助言指導を行い、農地の有効活用や遊休農地発生防止に組みたいと考えています。

農地に関する Q&A

Q1 農地転用とは何ですか？

A1 農地を農地以外のものにする行為をいいます。たとえば田や畑を住宅や車庫、資材置場、駐車場などの用途に変更することです。

農地転用には農業委員会の許可が必要です。

Q2 一時的な農地転用の場合も許可が必要ですか？

A2 農地を一時的な資材置場、作業場、砂利採取場などで利用する場合も転用にあたるため、農地法の許可が必要です。一時的な利用期間が終了した場合、農地に復元する必要があります。

Q3 農地を購入して、住宅を建てたいのですが、許可が必要ですか？

A3 農地を宅地にするには、農地法の許可が必要です。自己所有の農地に住宅を建てる場

合であっても、許可が必要で無断でこのような行為を行った場合、原状回復命令や罰則が適用される場合があります。

農業者年金 Q&A

Q1 加入の要件を教えてください。

A1 60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方が加入できます。

ただし国民年金保険料の免除を受けている場合は加入できません。

また、農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入義務がありますので、市役所市民課(各総合支所において)は市民福祉課)で付加保険料の納付届出の手続きが必要になります。

農業法人の構成員の方についても、同じですが、法人より一定の賃金等が支払われている場合は、被用者年金(厚生年金)加入となりますので、農業者年金には加入できません。

また、農業者年金に加入後に、勤めることになり、厚生年金へ加入した場合はどうなりますか？

Q2 農業者年金への加入手続はどうすればよいですか？  
また保険料はどのくらいですか？

A2 最寄りの農協へ申込書を出していただくことで、加入できます。

保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことができます。

また、一定の要件を備えた意欲ある担い手は、最大で20年、保険料の国庫補助を受けることができます(政策支援加入)。この期間の保険料は月2万円で固定され、加入者は国庫補助額を差し引いた金額を負担することになります。

Q3 農業者年金に加入すると、農業者年金の被保険者資格は喪失となりますので、最寄りのJA窓口へ被保険者資格喪失届出書を提出していただく必要があります。

A3 厚生年金に加入すると、農業者年金の被保険者資格は喪失となりますので、最寄りのJA窓口へ被保険者資格喪失届出書を提出していただく必要があります。



## 農地中間管理事業の受け手の公募が始まりました

農地中間管理機構では、農地を貸したい方（出し手）と農地を借りたい方（受け手）を募集しています。機構集積協力金が交付される場合もありますので、市農業振興課又は各総合支所産業課までご相談ください。

### 1. 機構が借受ける農地について

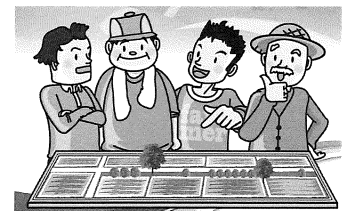
- ① 機構が借受ける農地は、農業振興地域内の農地に限ります。
- ② 借受期間は原則10年以上とします。
- ③ 機構は、簡易な基盤整備事業を支援します。  
機構へ10年以上の期間で貸付けのあった農地については、借り手の希望により、畦畔除去や暗渠排水といった簡易な基盤整備事業を実施できます。
- ④ 再生が著しく困難な遊休農地や、借り手がなかなか見つからない又は所有権以外の権利が設定されている農地は借入れできない場合があります。

### 2. 農地を貸したい方（出し手）

- ① 貸付申請書の提出（随時受付しています）
  - ・農地を貸したい方は、市農業振興課又は各総合支所産業課、農業委員会、JA等までご相談ください。
  - ・申請書は市農業振興課等に準備している他、市のホームページにも掲載しています。
- ② 申請内容の確認
  - ・貸し出せる農地は、農業振興地域内の農地に限ります。
  - ・申請の内容を確認し、貸付希望者リストに登載します。
- ③ 貸借契約の締結
  - ・受け手との交渉により、借受確実と見込まれる農地を機構が借り受けます。
  - ・貸付期間や賃料等の諸条件の協議が整ったら、機構との農地の貸借契約の手続を行います。
  - ・賃料は毎年11月に指定口座に振り込みます。
- ④ 初年度に限り、契約1件あたり5,000円の手数料がかかります。

### 3. 農地を借りたい方（受け手）

- ① 借受希望者の公募期間
  - ・本年度の借受希望者の公募期間は  
**平成27年7月1日～平成28年1月31日まで**です。
  - ・農地を借りたい方は、機構が行う「借受希望者の公募」に応募します。
  - ・新規参入者や新規就農者も応募できます。
  - ・申込書は、市農業振興課等に準備している他、市のホームページにも掲載しています。
- ② 応募内容の公表
  - ・応募した方の氏名、借りたい地域等を整理し、秋田県農業公社のホームページなどで公表します。
  - ・公表に同意できない場合は、受付できません。
- ③ 借受者の選定
  - ・市、農業委員会、JA等が連携を図りながら、機構の貸付先決定ルールに基づき、応募した方の中から農地ごとに交渉相手、交渉順位を決定します。
- ④ 貸借契約の締結
  - ・借受者が決定したら、機構との農地の貸借契約手続きを行います。
  - ・農地の賃料は、出し手と受け手が協議のうえ決定します。
  - ・賃料は毎年10月に指定口座から引き落とします。
- ⑤ 初年度に限り、契約1件あたり5,000円の手数料がかかります。







乾田直播風景

「株ファームぬまた」は、それまでブナシメジの施設栽培と稲作の2品目を「農事組合法人ぬまた」が経営していたものを、平成19年に稲作部門を株式会社として分離して設立したものです。

現在は、ブナシメジを農事組合法人が経営し、株式会社では水稲約20ha（うち飼料用米5ha）と転作大豆3haを経営しています。

ファームぬまたでは、育苗ハウスの更新のタイミングに合わせて乾田直播栽培を導入し、今では移植栽培と乾田直播栽培の面積は半々になっています。



西目地域 株ファーム・ぬまた代表 須田 貴史

# 農政転換への挑戦

また、自社分の直播10haのほか、播種で4ha、除草剤散布12haの作業を受託しています。

乾田直播栽培を導入した理由は、コスト削減はもちろんのこと、従来の移植栽培と乾田直播栽培に取組むことにより、耕起、播種、収穫等の一連の作業時期をずらし、それまで集中していた繁忙期を分散することが可能になり、ブナシメジ栽培と水稲栽培の両立に適していると考えたからです。

乾田直播栽培は、より確実な除草方法の確立等の課題もあり、発展途上の技術ともいえませんが、担い手農家の減少とそれに伴う経営面積の拡大、作業受託の増加という今後の状況を見据えたとき、畑作等他品目と稲作の複合経営には有効な手段の一つだと考えています。

これからは、乾田直播栽培を軸とした作業受託を増加させるとともに、直播導入で空いた時間を有効に活用して、新しい品目への挑戦も検討したいと思っています。

（齋藤 誠委員）



農業に

# チャレンジ

矢島地域 相庭 香月

平成20年に東京のIT企業を退職し、翌年4月から親元に就農しました。

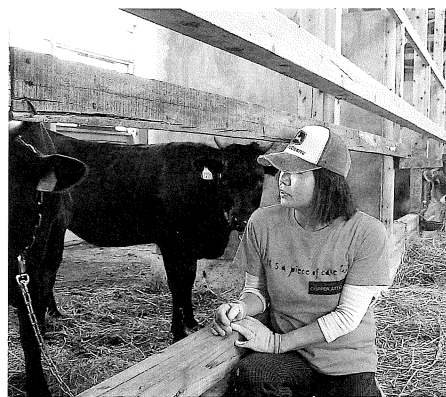
我が家では酪農（ジャージー種）と稲作に加え、数年前から和牛繁殖にも取組む、現在は和牛の飼養・経営の管理を私が担当しています。

一昨年には家畜人工授精師免許を取得し、種選びや子牛の導入も自ら行っています。

購買者が好む牛も年々変わってきているため、上場する牛がいないう時でも、家畜市場に出向き、繁殖農家の先輩や青年部の仲間と交流を深め、講習会などにも積極的に参加して情報収集しています。

また、昨年トラクターでの耕起や牧草のラッピングマシン操作にも挑戦しました。無駄なくスムーズに操作できるようにすることが今の目標です。

また、今年の秋に、北海道で開かれる「全日本ホルスタイン共進会」に向けて、ジャージー種の部に出品する予定の牛の飼養にも並行して取り組んでいます。



悩んだり行き詰ることもありますが、家族や仲間、周りの方からの励ましやアドバイスを力にして一歩ずつ目標にたどり着きたいと思っています。

（佐藤 俊和委員）

# 農業者年金



「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です



# 生涯現役

大内地域 正木 サカエ

大内地区加賀沢町内の正木サカエさん(82歳)は、朝早くから畑の手入れをしたり、直売所へ出品にでかけたりと、忙しい毎日を送っています。

正木さん一家は、水稲15ha、スイカ60aの農家で、現在は息子の彰一さんや孫の健太郎くんが主体となつて経営し、サカエさんは30aほどの畑で野菜を栽培し直売所で販売しています。

サカエさんは以前からフキを栽培していたこともあり、大内地区の道の駅にある直売所のひまわり会が発足した当初から会員となつています。

現在ではフキの他に、夏はインゲン、秋は玉ネギ苗やサヤエンドウといった旬の野菜、冬は梅漬けやいぶりがっこ、干し餅などの加工品を販売しています。

他にも転作で作付けしているソバを原料に、自家製粉のそば粉も販売しています。

今年から春のネギ苗を本格的に始めたということで、新たな品目の開拓にも精力的なサカエさんです。

一年を通して直売所に出品されるサカエさん。

様々な苦労がありながらも続けら



ネギ苗の苗取りをするサカエさん

れる原動力は、自分の商品のファンになって購入してくれるお客様がいることです。

そういったお客様の期待に応えなくてはと、直売所から携帯電話に送られてくる在庫状況のメールも、毎日確認しています。

健康のために気を付けていることは、一番に「転ばないこと」ということで、年齢とともに思わぬ骨折などの原因となる転倒には、特に気をつけています。また、「生命の貯蓄体操」という体操教室に通って20年程になるそうで、こちらも健康づくりに一役かかっています。

これからも、活躍されることを願わずにはられません。

(佐々木 亨委員)

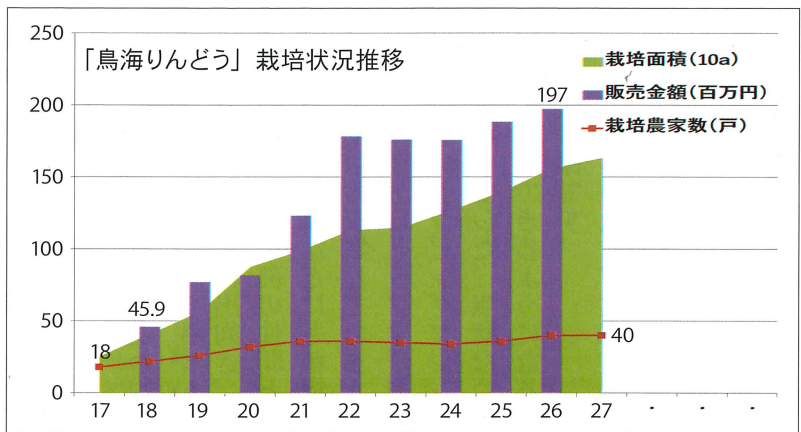
## 全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 金曜日発行 月700円、年8,400円 (消費税込)

購読のお申し込みは市農業委員会へ  
お気軽にご連絡ください。

発行所 全国農業会議所  
〒102-0084  
東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル  
電話 03-6910-1130



## 編集後記

今、農村は後継者不足・高齢化の大きな問題を抱えています。その打開策として、集落内ではいろいろな施策との組み合わせのなかで、法人化など新しい方向を模索しています。

しかし、単に形を変えれば済む問題ではありません。

これまで培った経験とみんなの知恵を出し合って、かつ、みんなが一緒に汗をかかなくては、決して良い結果は生まれません。

これからの農村が、本当に自然に恵まれた住みよいものになるように、知恵を出し、共に心地よい汗をかきましょう。

(田口 作内委員)

● 農業委員会 ●	
◆本 庁	TEL 24-6258
(事務局) 農政班	TEL 24-6259
農地班	TEL 24-6260
	FAX 24-6396
矢島 庶務班	TEL 55-4957
岩城 庶務班	TEL 73-2014
由利 庶務班	TEL 53-2114
大内 庶務班	TEL 65-2804
東由利 庶務班	TEL 69-2116
西目 庶務班	TEL 33-4614
鳥海 庶務班	TEL 57-2205

広報委員	
佐藤 和子	佐藤 俊和・田口 作内・木村 勝三
遠藤 幸男・佐藤 秀孝	古閑 幸子・齋藤 誠・佐々木 亨